

建築基準法による位置指定道路の基準の見直しに係るパブリックコメントの募集について
意見のまとめと回答

1 幅員に関する意見

御 意 見	回 答
○ 幅員は6 mの方が通りやすくて良い。	● 御意見のとおりと考えます。
○ 間口が狭い土地など幅員を4 m以上とすることができるようにすべきである。	● 御意見を踏まえ、間口が狭く10.5 m以上確保することができない場合は、幅員を4 m以上6 m未満とすることができることとします。
○ 幅員は5 m以上あれば十分ではないか。	● 通行の安全や採光等の良好な住環境の確保のためには、原則として幅員は6 m必要であると考えます。
○ 6 mの幅員になれば、路上駐車が増えてかえって危険になるのではないか。	● 幅員を6 mとすることによってかえって危険になるとは考えておりません。通行の妨げとなるような路上駐車については、道の幅員にかかわらず別途対策が講じられるべきものと考えます。

2 延長に関する意見

御 意 見	回 答
○ 延長が3.5m以下に制限されれば、道路を順次延ばして家を建てるができなくなる。	● 火災や地震時等の避難の安全性を考慮し、延長の制限は必要と考えます。 ● 大規模となる開発は、安心安全の観点からも、都市計画法による開発許可制度等の活用をお願いします。

3 接続先道路からの後退に関する意見

御 意 見	回 答
○ 道路反対側との用地の負担が半分になるように、接続先道路の中心線から3m後退とすべきではないか。 ○ 後退距離は将来の後退線をそろえるため一方後退ではなく、接続先道路の中心線から3m後退とすべきではないか。	● 御意見を踏まえ検討した結果、下記のとおりと致しました。 <ul style="list-style-type: none">・位置指定道路の幅員が6m以上で接続先道路の幅員が4m以上6m未満の場合は、接続先道路の反対側の境界線から6m後退とします。・位置指定道路の幅員が6m以上で接続先道路が2項道路の場合は、道路の中心線から4m後退とします。・位置指定道路の幅員が4m以上6m未満で接続先道路が2項道路の場合は、道路の中心線から2m後退とします。

4 舗装に関する意見

御 意 見	回 答
○ 地球温暖化, 環境共生の観点からセラミック製, 木材チップなど透水性のある舗装材を含むべきではないか。	● 御意見を踏まえ, コンクリート又はアスファルト・コンクリート舗装のみでなく, 道の機能維持に支障のない材料であれば可能とします。

5 その他のことに関する意見

御 意 見	回 答
○ 施行が来年1月では早すぎる。	● 改正後の条例の施行日は, 御意見を踏まえて平成19年3月1日とします。
○ 周知が不十分ではないか。 ○ 事前に関連団体等にも意見を求めるべきではないか。	● 広報発表, 指導課ホームページ, 市役所・各区役所窓口でのパンフレット配布, 市民しんぶん(7月1日版)等により周知を行っています。 ● 関連団体等にも別途周知するとともに意見を求めています。